

意見書

平成 23 年 8 月 1 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
えべ つとむ
代表取締役社長 江部 努

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本提出書に関する連絡先】
経営企画部 営業企画部門
電話番号
FAX 番号

検証項目			意見
1 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定用件に関する検証 イ 指定の対象に関する検証	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。 しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、当社のNGNをはじめとするIP通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。 現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で、熾烈な競争が展開されています。 また、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約 6,300 万でしたが、平成 22 年 12 月末時点では約 3,500 万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、平成 22 年 12 月末時点で約 1,200 万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約 1,600 万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービス又は携帯電話等へ移行したものと想定されます。 こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、当社のIP通信網は携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。 したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」のない設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

検証項目	意見
	<p>【NGN、地域IP網及びひかり電話】</p> <p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、若しくは当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は光ファイバや局舎コロケーションといった「素材」や、電柱・管路といった線路敷設基盤を最大限提供しております。 <p>中継ダークファイバの提供実績：</p> <p>164 事業者、3,408 区間、約 5.0 万芯(2008 年 3 月末)</p> <p>⇒151 事業者、3,875 区間、約 6.0 万芯(2011 年 3 月末)</p> <p>局舎コロケーションの提供実績：</p> <p>100 事業者、1,900 ビル、約 3.5 万架(2008 年 3 月末)</p> <p>⇒94 事業者、2,055 ビル、約 4.2 万架(2011 年 3 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。 <p>(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2011 年 3 月末)は 56.2%、特に首都圏では

検証項目		意見
		<p>49.7%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。</p> <p>(3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p> <p>・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」</p> <p>「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」</p> <p>といった意見が提出されております。</p> <p>なお、昨年度の検証において、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網を指定電気通信設備とする理由については、以下のとおり、合理性はないと考えます。</p> <p>《NGNの昨年度の検証結果》</p> <p>昨年度の検証では、当社のNGNについて、</p> <p>① NGNはシェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、</p> <p>② NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとつ</p>

検証項目		意見
		<p>ての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、これらの状況は現段階においても変わりはないこと、</p> <p>から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IP・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話網と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、お客様を獲得する競争構造となっていること。 ・現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2011年3月末)は56.2%、特に首都圏では49.7%と熾烈な競争が展開されていること。 <p>また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争とは関係のないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・FVNOやFNOについても、現に一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、仮に、今後、PSTNマイグレーションに向けてIP網同士の間直接接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、もしくは、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されていること。 <p>なお、昨年度の検証では、「NGNのアンバンドルやインターフェースのオープン化が進んでいないという他事業者からの意見が提出されている点を踏まえると、接続要望がないとまでは言えない」とされており、アンバンドルについては、具体的な要望を踏まえ検討を進めていくことが重要であると考</p>

検証項目	意見
	<p>えており、パブリックコメント等で漠然としたご意見を出されても、具体的な検討を進めることはできません。</p> <p>当社としては、事業者から具体的な要望をいただければ、いつでも協議に応じる考えであり、どのようなサービスを実現したいのか等、まずは、具体的な要望を当社に対して直接ご提示していただきたいと考えます。</p> <p>具体的な要望もない中で、様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行ったとしても、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、いたずらに開発コストが嵩むこととなり、低廉なユーザサービスの提供に支障を来すことになりかねないと考えております。</p> <p>《地域IP網の昨年度の検証結果》</p> <p>昨年度の検証では、地域IP網について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現にNTT東西合計で160社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、 <p>から、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。 ・先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2011年3月末)は56.2%、特に首都圏では49.7%と熾烈な競争が展開されていること。 <p>また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に</p>

検証項目	意見
	<p>過ぎず、公正競争とは関係のないこと。</p> <p>《ひかり電話網の昨年度の検証結果》</p> <p>昨年度の検証では、ひかり電話網について、</p> <p>①固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、</p> <p>②0AB～JIP 電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは、平成 22 年 3 月時点で 68.8%(番号ベース)であること、</p> <p>から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、0AB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西の0AB～J IP電話シェアは38.9%(東西計:2011年3月末)に過ぎないこと。また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争とは関係のないこと。 ・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは7.8%であり、ソフトバンクモバイル殿が2,500万契約を超えている中で、ひかり電話は1,190万番号(東西計:2011年3月末)に過ぎないこと。 <p>【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現</p>

検証項目		意見
		<p>に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。</p> <p>(2)局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した 2001 年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、2003 年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、80.9%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。</p> <p>自前局内光ファイバの割合：80.9%（局内光ファイバ総数 325 千芯のうち他事業者の自前局内光ファイバ 263 千芯（2011 年 3 月末）の割合）</p> <p>なお、昨年度の検証では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないとされています。</p> <p>しかしながら、当社の加入者光ファイバは、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はないことに加え、現に、他事業者はオープン化された当社の加入者光ファイバや自ら敷設したアクセス回線と、自ら設置したルータ等の局内装置を組み合わせで独自のIP通信網を構築しております。</p> <p>また、当社のIP通信網も、オープン化された加入者光ファイバと局内装置を組み合わせで構築しているに過ぎず、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバと既に切り離されていることから、上記の理由については、合理性はないと考えます。</p> <p>【イーサ系サービス等のデータ通信網】</p> <p>イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、20%（2011 年 3 月末）であり、競争は十分に進展していること。</p>

検証項目	意見
	<p>(2)また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。</p> <p>なお、昨年度の検証では、イーサネットサービス等のデータ通信網について、</p> <p>①現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと、</p> <p>②イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないこと、</p> <p>から指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないと考えられています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用線等と伝送路を共用していることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ・現に他事業者は、当社の中継ダークファイバと自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わせ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自体が当社のイーサネットサービス等のデータ通信網にボトルネック性がないことの証左であること。 <p>【加入者光ファイバの非指定設備化】</p> <p>現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から</p>

検証項目	意見
	<p>除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。 ・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。 ・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。 ・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。 ・光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。 <p>なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ回線は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、 ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、 ③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、 <p>から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することとされております。しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p>

検証項目	意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。 ・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。 <p>また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。</p> <p>また、昨年度の検証結果では、「ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない」とされており。</p> <p>しかしながら、光ファイバがメタル回線にて提供されるサービス(ブロードバンドサービス、電話(音声)サービス)と代替性がある、ということであれば、現時点、ブロードバンドに利用されていないCATV回線についても、大半の事業者のCATV回線については、利用者が希望すればブロードバンド回線として利用可能であり、また、電話(音声)としても利用可能であること、また、高速無線アクセス回線についても、ブロードバンド回線として利用可能であり、今後は電話(音声)としても利用可能となる可能性があること、といった点においてメタル回線との代替性があるものと考えます。</p> <p>現に、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成22年12月末時点では約3,500万へと減少し、一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、平成22年12月末時点で約1,200万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,600万のお客様が、NTT東西の固定電話以外のCATV電話等の他社直収電話、FTTHサービス又は携帯電話、</p>

検証項目	意見
	<p>WiMAX等、様々なアクセスサービスへ移行したものと想定されます。</p> <p>こうした状況は、お客様ご自身が自由にサービスを選択した結果であり、多種多様なお客様ニーズがあること踏まえれば、メタル回線で提供される代替サービスについて、固定のブロードバンド回線の光ファイバに限定するという考え方は市場実態を反映したものではなく、光ファイバだけを抜き出して指定電気通信設備とする理由にはならないと考えます。</p> <p>【FTTHサービスの屋内配線】</p> <p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については第一種指定電気通信設備とすることが適当とされ、2010年3月より接続約款に網使用料等を規定したところですが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>(1) 屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。</p> <p>(2) 現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>(3) また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。</p> <p>【WDM装置】</p> <p>WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p>

検証項目	意見
	<p>【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】</p> <p>現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。</p> <p>しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達に損なわれる可能性がある」とされており、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はなく、これらの装置を指定電気通信設備とすることは、過剰な規制であると考えます。</p> <p>このように、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(2007年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。</p> <p>加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされていますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。</p> <p>また、昨年度の検証において「新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は</p>

検証項目			意見
			<p>高いものと考えられる」とされておりますが、当社は、光ファイバ等のアクセス回線を当社（利用部門）と同等の条件で他事業者に貸し出しており、現に、他事業者は、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドでIP通信網を構築しサービスを展開していることから、アクセスのボトルネック性はネットワークとは遮断されており、こうしたご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p>

検証項目		意見
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>【NGN等に係るアンバンドル機能】</p> <p>NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、以下の機能については、機能の提供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることから、早急にアンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・イーサネットフレーム伝送機能 <p>なお、「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について」答申(2008年3月28日)においても、「アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である」とされており、アンバンドルは他事業者の具体的な接続要望を踏まえて検討するものであると考えます。</p> <p>また、ひかり電話網が指定電気通信設備とされたことによって、昨年度より複数の事業者との間で、他事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定することで事業者間取引の均衡が崩れる「逆ざや」問題が現に発生し、さらにその影響額は年々拡大している状況にあります。</p> <p>当社は、接続料の事業者協議において、当社の接続料より高い接続料を提示してきた事業者に対し算定根拠の開示を求めています。当該事業者からは一切情報が開示されず、事業者間の自主的な</p>

検証項目		意見
		<p>取組みだけでは、非指定事業者の接続料の適正性の向上が期待される状況にはありません。</p> <p>そもそも、ひかり電話網と他事業者網との接続は、独立したネットワーク同士の接続であり、互いに接続料を支払う関係にあることから、当社のひかり電話網のみを指定電気通信設備とすることはバランスを失っており、関門交換機接続ルーティング伝送機能については、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>仮に当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、以下の点も踏まえ、総務省殿において速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けていただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009年10月の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申において、逆ざや問題については「(二種指定制度の運用ガイドライン制定に伴う動向を注視した上で)固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされていること。 ・また、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010年度)」に対する総務省殿の考え方では、「非指定事業者の積極的な対応により現行の接続料の適正性の向上が期待される」とある、「総務省においては、関係事業者による今後の取組状況を注視すること」とされていること。

検証項目		意見
(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定用件に関する検証	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、その顧客規模は約1.2億契約にのぼる大規模な市場となっており、1世帯あたりの消費支出において、携帯電話の通話料支出は固定電話の約2.7倍となるなど、携帯電話事業者の社会経済に及ぼす影響は非常に大きくなっています。</p> <p>そのような市場環境の中で、2010年3月に携帯電話事業者の接続料算定の透明性を確保することを主旨とした「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定され、現在非指定であるソフトバンクモバイル殿からも、自主的な情報開示を積極的に実施するという考え方が表明されたところです。</p> <p>しかしながら、非指定事業者の設定する接続料は、2010年度適用分について一定の低減がなされたものの、むしろ他の指定事業者の設定する接続料との料金格差は拡大しており、自社(自グループ)内通話を無料とするサービスを提供する事業者は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料との差分で補填していることも懸念されます。</p> <p>こうした状況から、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたり求めています。が、全く応じていただけない状況にあり、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できないことから、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象とすることで、現在非指定の事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けることが必要だと考えます。</p> <p>【固定電話発携帯電話着通話のユーザ料金】</p> <p>当社の加入電話から発信し携帯電話へ着信する通話の料金については、現在、着信側である携帯事業者が料金設定しておりますが、その料金は3分70円から120円となっており、発信側のお客様はどの料金が適用されるか分からない状況であり、また、発側事業者が設定する場合の料金と比べて割高な料金を負担している状況です。</p>
	イ 指定の対象に関する検証	

検証項目			意見
			<p>当社としては、お客様利便の向上の観点から、携帯事業者自らが、このような料金格差を是正し、料金の低廉化を図っていただく、或いは、お客様自身が利用する料金を認識できるようにする等について検討していく必要があると考えます。</p>

検証項目		意見
(3) 禁止行為に関する検証	<p>3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証</p> <p>イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証</p>	<p>NTT東西に対しては、以下のとおり、現状でも厳格な規制が課せられており、公正競争条件は十分整備されていると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西にのみ課された現在の第一種指定電気通信設備規制(ボトルネック設備規制)は、光ファイバやIP通信網にアンバンドル義務を課すなど世界でも類を見ない厳しい規制となっていること。 ・また、事業者の行為及びサービスに関する規制として、禁止行為規制、指定電気通信役務規制(サービス規制)、プライスカップ規制(ユーザ料金規制)が重層的に課されていること。 ・さらに、NTT法により電話時代からの県等域に閉じた事業領域規制が存在するとともに、いまだに移動体事業分社時の公正競争要件やNTT再編成時の公正競争要件が存続して、自由な事業展開が制約されていること。 <p>こうした中、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、今回の改正事業法によって法的にも厳格に公正競争環境が整備されることから、公正競争上の問題は特段生じないものと考えております。</p> <p>むしろ、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しており、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供するのみならず、同一会社あるいは同一グループ内の固定電話-携帯電話相互間のみの通話を無料化するなど、市場環境・競争環境は大きく変化しています。</p> <p>このような中でNTTグループだけが柔軟に連携できないとすると、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IPブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。</p> <p>したがって、利用者利便を向上する観点から、現在の規制のうち必要のないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。</p> <p>また、そもそもブロードバンドを普及促進していくためには、当社だけでなく、政府、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP、端末メーカーといったプレイヤーが各々の役割を果たし、ICT利活用促進に貢献していくことが重要と考えます。</p>

検証項目			意見
			<p>こうした観点から、他の先進諸国における利活用促進に向けた取り組み状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP、端末メーカー等がICTの普及促進に向けてどのような取り組みを行ったのかを分析・検証していただきたいと考えます。</p>